

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月27日

【会社名】 住友ファーマ株式会社

【英訳名】 Sumitomo Pharma Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 徹

【本店の所在の場所】 大阪市中央区道修町二丁目6番8号

【電話番号】 06 - 6203 - 5708

【事務連絡者氏名】 経理部長 井上 恒一郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町二丁目6番8号

【電話番号】 06 - 6203 - 5708

【事務連絡者氏名】 経理部長 井上 恒一郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 14,676,124,848円  
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書の訂正届出書において「発行価額」)の総額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月8日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年4月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2026年4月27日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しています。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第205期(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日) 2025年 6月26日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第206期中(自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日) 2025年11月 4日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 4月 8日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2025年 6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 4月 8日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を2025年 8月29日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 4月 8日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を2025年10月31日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 4月 8日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年 3月25日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 4月 8日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を2026年 4月 8日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本(5)の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

(訂正後)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第205期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第206期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月4日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月29日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年10月31日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年3月25日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2026年4月8日に関東財務局長に提出  
(注)の全文削除

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(5)の臨時報告書の訂正報告書)を2026年4月20日及び2026年4月27日に、それぞれ関東財務局長に提出